

9-8 機械等及び危険・有害物に関する規制

機械等及び危険・有害物に関する規制

機械等の規制

イ 特定機械等

(製造許可、検査・検査証、性能検査等の制度化)

ロ 特定機械等以外の機械等

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を備えたものでなければ譲渡・貸与・設置してはならない。一部の機械等には、検定制度を運用)

ハ 動力による駆動機械等であって、作動部分上の突起物又は動力伝動部分若しくは調速部分に防護措置が施されていないもの

(譲渡・貸与、展示してはならない)

機械等の特定自主検査の制度(第45条)

危険物・有害物に関する規制(第57条等)

イ 製造等の禁止(法55条)...

重度の健康障害を生ずる物10物質

ロ 製造の許可(法56条)...

重度の健康障害を生ずるおそれのある物7物質

ハ 危険有害性等の表示(法57条)...

84物質・製造許可対象の7物質について、一定の容器・包装に表示義務を課す。

ニ 危険有害性等の情報の通知(法57条の2)...

14553物質・通知対象物質は331物質・製造許可対象の7物質であり、文書による交付を基本としている。

ホ 化学物質の有害性の調査(法57条の3)...

新規化学物質を製造、又は輸入しようとする事業主に、有害性の調査及び対策を課す。

機械等の規制

イ 特定機械等 (施行令 12 条で指定されたボイラ、一圧、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベータ、建設用リフト、ゴンドラの 8 種類)

ロ 特定機械等以外の機械等 (施行令 13 条により 49 種類の機械等が指定されている)

ハ 動力による駆動機械等であって、作動部分上の突起物又は動力伝動部分若しくは調速部分に防護措置が施されていないもの

の各機械等については、それぞれに応じて、製造許可・検査の制度化(37条～41条)、構造規格又は安全装置の具備(42条)、検定制度の運用(44条、44条の2等)、譲渡・貸与、展示の規制を行っている(43条)。

機械等の定期自主検査

自主検査(45条)の対象となるのは、施行令 15 条 1 項に定められた 38 種類の機械等(ボイラなどの特定機械、動力プレス機械等)である。

危険物及び有害物に対する規制

製造等の禁止(55条)、製造の許可(56条)、危険有害性等の表示(57条)、危険有害性等の情報の通知(57条の2)、化学物質の有害性の調査(57条の3)等の規定を置いている。